

愛媛県内部統制推進会議設置要綱

(設置)

第1条 「愛媛県の内部統制に関する方針（以下、「方針」という。）」の4(1)の規定に基づき、「愛媛県内部統制推進会議（以下、「推進会議」という。）」を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議決定し、その実施を推進する。

- (1) 方針に関すること。
- (2) 内部統制実施体制に関すること。
- (3) その他内部統制の推進に関する事項のうち、重要なものに関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び構成員をもって組織する。

- (1) 会長は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和5年愛媛県規則第42号）に規定する第2順位の副知事をもって充てる。
- (2) 副会長は、総務部総務管理局長の職にある者をもって充てる。
- (3) 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、推進会議の事務を統轄し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、必要な者に推進会議の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 特定の課題を調査させるため必要があるときは、推進会議の下にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置及び運営等については、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務部総務管理局行政経営課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年10月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	職 名
構成員	1 総務部総務管理局長 2 企画振興部政策企画局長 3 観光スポーツ文化部スポーツ局長 4 県民環境部県民生活局長 5 保健福祉部社会福祉医療局長 6 経済労働部産業雇用局長 7 農林水産部農政企画局長 8 土木部土木管理局長 9 出納局会計課長 10 東予地方局地域産業振興部長 11 中予地方局地域産業振興部長 12 南予地方局地域産業振興部長 13 労働委員会事務局次長